

分会ニュース

発行責任者 多田 一夫

発行編集者 教 宣 部

何が熱中予防だ！

会社は、「昨年、関西支社管内において熱中症が発生した」として、熱中症対策として「熱中飴」「ネッククーラー」を配布してきました。熱中飴に対しては「勤務時間中（休憩時間を除く）の使用は禁止する」としてはいますが、熱中症はいつ発生するのか？管理者はわかっているのでしょうか。交検庫内の中は38度も上がり、屋根上は40度以上も上がるところで、勤務中に「熱中飴」を舐められない事は熱中症対策になっていません。会社の「熱中飴」「ネッククーラー」配布はアリバイ的に配っているだけであり、抜本的な解決になりません。

また、管理者に「なぜ、勤務時間中に熱中飴を舐めたらダメなのか」を質問しても答えは「会社が決めたルールです」というだけです。

更に、会社は猛暑の中「安全な車両」を提供するために、汗水を流しながら奮闘している社員に対し、真剣に考えていません。

厚生労働省の調べによると「熱中症死亡災害の発生時刻は、午後2時から4時までが2/3を占めており、午前中からの暑さや身体の負担で疲労が蓄積したところに多発しているとしています。また、管理者が個々の社員に声をかけたり、体調を観察しながら、こまめに休憩を取らせ水分補給等を配慮しなければならないとしています」しかし、大二両所では作業中に熱中飴を舐めてはダメと熱中症にかかれということと同じです。

熱中症防止は、水分や塩分を容易に補給できるようにすることが、予防策です。更に、発生時刻が午後2時から4時までの間は、暑い交検庫内の中で作業しているにもかかわらず、塩分の補給が出来ないのは問題です。

昨年、大三両で熱中症が発生し、今年は東京で熱中症が発生しています。最近、大三両でも熱中症が発生し、会社の対策として庫内に冷蔵庫が一台増えました。温暖化と交検庫内の異常な高温は誰が熱中症にかかってもおかしくありません。しかし、会社は熱中飴を勤務時間中に舐めてはダメとって何ら熱中症対策にはなっていません。

私たち東海労は、社員のことを思っていない会社・管理者に対しおかしいことはおかしいと声を上げながら働きやすい職場にみんなですていいきましょう。

現場記録室に冷蔵庫とスポーツドリンクを要求しよう！！